SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書（S&P グローバル・レーティング）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書（フィッチ・レーティングス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第７号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.co.jp/web/）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2018年5月

発行登録目論見書

（日経平均株価に関する情報および
ユーロ・ストックス50に関する情報を含む）

CRÉDIT AGRICOLE
CORPORATE & INVESTMENT BANK

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付
日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債

― 売出人 ―

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

１．この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の売出しに関する発行登録については、発行会社は、金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成28年8月31日に関東財務局長に提出し、平成28年9月8日にその効力が生じています。

２．この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。

３．この発行登録目論見書に基づき、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債（以下「本社債」といいます。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付致します。

４．本社債の利率、満期償還額および償還時期は、日経平均株価およびユーロ・ストックス50の水準の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要」をご参照下さい。
本社債への投資は、日本国および欧州の株式市場の動向により直接的に影響を受けます。株式投資に係るリスクに耐え得る投資家のみが本社債への投資を行って下さい。

（注） 発行会社は、平成30年5月16日付で、「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月9日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成および交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録目論見書には記載されておりません。

リスク要因およびその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、期限前償還されず、所定のノックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価またはユーロ・ストックス50に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人およびそれらに関連する会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準、円金利市場および発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

利率変動リスク

本社債の利率は、2018年9月5日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2018年12月5日以降の各利払日については、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価またはユーロ・ストックス50の少なくとも一方の参照指数終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10％となる。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本社債が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期社債保有リスク

本社債は、期限前償還される場合を除き、2023年6月5日に償還される。本社債が期限前償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本社債を保有しなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行会社の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本社債の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、ならびに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況および発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人またはそれらに関連する会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の各構成銘柄および日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は「第一部　証券情報　第２　売出要項　２　売出しの条件　社債の概要　2 償還および買入れ　(a)　満期償還」により決定されるが、償還期限前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

①　日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50

本社債の満期償還額および利率は日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準により決定される。一般的に、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50が上昇した場合の本社債の価格は上

昇し、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。ただし、本社債の価格への影響は日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50、円金利水準、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50ならびに日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50ならびに日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金　　利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50、円金利水準、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

配　当

日経平均株価およびユーロ・ストックス50は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

租　税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月31日発行登録書提出 平成28年10月28日訂正発行登録書提出 平成29年1月5日訂正発行登録書提出 平成29年6月7日訂正発行登録書提出 平成29年9月8日訂正発行登録書提出 平成30年5月16日訂正発行登録書提出
【会社名】	クレディ・アグリコル・コーポレート ・アンド・インベストメント・バンク (Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット ・ディビジョン (Managing Director Global Market Division) ベンジャミン・ランベール (Benjamin LAMBERG)
【本店の所在の場所】	フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052 レ・ゼタジュニ広場12番地 (12, place des Etats-Unis CS 70052 92547 Montrouge Cedex France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　福　田　直　邦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　根　本　伸　毅 弁護士　宮　本　武　明 弁護士　岡　田　春　奈
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1260 03-6775-1373 03-6775-1453
【発行登録の対象とした 売出有価証券の種類】	社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年8月31日
効力発生日	平成28年9月8日
有効期限	平成30年9月7日
発行登録番号	28－外27
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000億円
発行可能額	375,772,992,050円

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

（注）　本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」および「CACIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

目　　　　　次

	頁
第一部　【証券情報】	1
<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債に関する情報>	1
第１　【募集要項】	1
第２　【売出要項】	1
1　【売出有価証券】	1
2　【売出しの条件】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	35
<本社債以外の社債に関する情報>	36
第１　【募集要項】	36
第２　【売出要項】	36
1　【売出有価証券】	36
2　【売出しの条件】	36
第二部　【参照情報】	37
第１　【参照書類】	37
1　【有価証券報告書及びその添付書類】	37
2　【四半期報告書又は半期報告書】	37
3　【臨時報告書】	37
4　【外国会社報告書及びその補足書類】	37
5　【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】	37
6　【外国会社臨時報告書】	37
7　【訂正報告書】	37
第２　【参照書類の補完情報】	38
第３　【参照書類を縦覧に供している場所】	38
第三部　【保証会社等の情報】	38
<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債に関する情報>	38
第１　【保証会社情報】	38
第２　【保証会社以外の会社の情報】	38
第３　【指数等の情報】	38
1　【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】	38
2　【当該指数等の推移】	39
<本社債以外の社債に関する情報>	39
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	40
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	41

第一部　【証券情報】

＜クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債に関する情報＞

第１　【募集要項】

該当事項なし

第２　【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

１　【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

<table>
<tr><td colspan="2">銘柄</td><td colspan="2">売出券面額の総額
又は売出振替社債
の総額</td><td>売出価額の総額</td><td colspan="2">売出しに係る社債の所有者の
住所及び氏名又は名称</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）(注1)</td><td colspan="2">（未定）円
(注2)</td><td>（未定）円
(注2)</td><td colspan="2">ＳＭＢＣ日興証券株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（以下「売出人」という。）</td></tr>
<tr><td>記名・無記名の別</td><td colspan="2">無記名式</td><td colspan="2">各社債の金額</td><td colspan="2">1,000,000円</td></tr>
<tr><td>利率</td><td colspan="6">（ⅰ）2018年6月5日（当日を含む。）から2018年9月5日（当日を含まない。）までの利息計算期間
年（未定）％（年率3.50％から7.50％までを仮条件とする。）
（ⅱ）2018年9月5日（当日を含む。）から2023年6月5日（当日を含まない。）までの各利息計算期間
利率判定評価日における参照指数終値により以下の通り変動する。
(a) 利率判定評価日におけるすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上の場合
年（未定）％（年率3.50％から7.50％までを仮条件とする。）
(b) 利率判定評価日におけるいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満の場合
年0.10％
(注2)(注3)</td></tr>
<tr><td>利払日</td><td colspan="2">3月5日、6月5日、9月5日
および12月5日</td><td colspan="2">償還期限</td><td colspan="2">2023年6月5日(注4)</td></tr>
</table>

(注1)　本社債は、ユーロ市場においてCACIBの2017年5月10日付ストラクチャード・デット・インストルメンツ・イシュアンス・プログラム（その後の修正を含む。）に基づき、2018年6月5日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引き受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2)　上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。
上記の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定され、最終的な利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2018年5月下旬までに決定される予定である。

(注3)　本社債の利息発生日は、2018年6月5日である。「利息計算期間」、「利率判定評価日」、「参照指数終値」、「参照指数」および「利率判定水準」の定義については、下記「社債の概要　1 利息　(a)」を参照のこと。

(注4)　本社債の満期償還は、下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(a) 満期償還」に従い円によりなされる。ただし、本社債は、早期償還日（下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(b) 強制早期償還」に定義する。）に期限前償還される可能性がある（下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(b) 強制早期償還」を参照のこと。）。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(c) 税制変更による繰上償還」、「社債の概要　2 償還および買入れ (d) 特別税制償還」、「社債の概要　2 償還および買入れ　(e) FATCA源泉徴収に係る償還」、「社債の概要　2 償還および買入れ　(f) 規制償還または強制転売」、「社債の概要　2 償還および買入れ　(g) 違法性および不可抗力」、「社債の概要　3 支払　(g) 予定支払通貨停止事由」、「社債の概要　5 債務不履行事由」および「社債の概要　13 指数リンク債に関する特別規定」を参照のこと。

(注5)　本社債につき、CACIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。
なお、CACIBの長期非劣後債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりAの格付が、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちにCACIBにより発行される個別の社債に適用されるものではない。
ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/site/japan/）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

２ 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2018年5月28日から 同年6月4日まで	3,000,000円以上 1,000,000円単位	な し	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに摘要(6)記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所

売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容
該当事項なし	該当事項なし

摘要

(1) 本社債の発行日は2018年6月5日、受渡期日は、2018年6月6日（日本時間）である。

(2) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰下げることがある。

(3) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

(4) 本社債は、合衆国証券法（下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(f) 規制償還または強制転売」に定義する。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、内国歳入法（下記「社債の概要　2 償還および買入れ　(e) FATCA源泉徴収に係る償還」に定義する。）において定義された意味を有する。

(6) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務を行うことを委託することがある。

社債の概要

1　利息

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2018年6月5日（当日を含む。）から2023年6月5日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、利息発生日または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの3ヶ月（以下、それぞれを「利息計算期間」という。）分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、以下の通りである。

（ⅰ）2018年6月5日（当日を含む。）から2018年9月5日（当日を含まない。）までの利息計算期間に関する利率は年率（未定）％とし、2018年9月5日の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、（未定）円である。

（ⅱ）2018年9月5日（当日を含む。）から2023年6月5日（当日を含まない。）までの各利息計算期間に関する利率は、各利率判定評価日（以下に定義する。）に計算代理人（以下に定義する。）により以下の通り決定され、毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日の各利払日に後払いで支払われる利息は、以下の通りである。

a. 各利率判定評価日におけるすべての参照指数（以下に定義する。）の参照指数終値（以下に定義する。）が利率判定水準（以下に定義する。）以上である場合には、利率は年率（未定）％とし、当該利率判定評価日の直後の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、（未定）円である。

b. 各利率判定評価日におけるいずれかの参照指数の参照指数終値が利率判定水準未満である場合には、利率は年率0.10％とし、当該利率判定評価日の直後の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、250円である。

早期償還評価日（下記「2 償還および買入れ　(b) 強制早期償還」に定義する。）において早期償還事由（下記「2 償還および買入れ　(b) 強制早期償還」に定義する。）が発生した場合、利息は、当該早期償還評価日の直後の利払日に支払われ、その後、さらなる利息は支払われない。

利払日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該利払日は翌支払営業日に延期される。いかなる利息計算期間または当該利払日もしくはその他のいかなる利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

用語の定義

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックススポンサー」とは、（ⅰ）参照指数に関連する規則および手続ならびに計算および調整の方法（もしあれば）の設定および見直しに責任を負い、かつ（ⅱ）参照指数の水準を各予定取引日（以下に定義する。）に定期的に（直接または代理人を通じて）公表する法人またはその他の事業体をいい、本社債の発行日現在では、日経平均株価については株式会社日本経済新聞社、ユーロ・ストックス50についてはストックス・リミテッドである。

「関係取引所」とは、(ⅰ)日経平均株価については、大阪取引所、その承継取引所または日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引を暫定的に取扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが日経平均株価に関する先物取引またはオプション取引について当初の関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、ユーレックス、その承継取引所またはユーロ・ストックス50に関する先物取引もしくはオプション取引を暫定的に取扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムがユーロ・ストックス50に関する先物取引またはオプション取引について当初の関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「共通予定取引日」とは、(ⅰ)日経平均株価に関する取引所（以下に定義する。）および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日で、かつ、(ⅱ)(A)インデックススポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表する予定で、(B)ユーロ・ストックス50に関する関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「計算代理人」とは、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクをいう。

「構成株式銘柄」とは、各参照指数について、当該参照指数の各構成株式銘柄をいう。

「参照指数」とは、日経平均株価およびユーロ・ストックス50をいい、関連する表現についてもこれに従って解釈されるものとする（ただし、下記「13 指数リンク債に関する特別規定」に従い修正されることがある。）。

「参照指数終値」とは、各参照指数について、当初参照指数決定日（以下に定義する。）、各利率判定評価日、観察期間（下記「2 償還および買入れ　(a) 満期償還」に定義する。）中における障害日（下記「13 指数リンク債に関する特別規定　(1) 一般的定義」に定義する。）でない各予定取引日、最終評価日（下記「2 償還および買入れ　(a) 満期償還」に定義する。）および各早期償還評価日の評価時刻（以下に定義する。）における参照指数水準（以下に定義する。）をいう。

「参照指数水準」とは、各参照指数および一定の日時について、計算代理人により決定されるかかる日時における当該参照指数の水準をいう（ただし、下記「13 指数リンク債に関する特別規定」に従い修正されることがある。）。

「支払営業日」とは、代理契約（下記「12 その他　(2) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(ⅰ)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ⅱ)ロンドン、(ⅲ)東京および(ⅳ)ニューヨーク市において、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

「当初参照指数」とは、各参照指数について、当初参照指数決定日の参照指数終値をいう。

「当初参照指数決定日」とは、2018年6月5日をいう。

「取引所」とは、(ⅰ)日経平均株価については、東京証券取引所、その承継取引所または日経平均株価を構成する株式銘柄の取引を暫定的に取扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが日経平均株価を構成する株式銘柄について当初の取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、各構成株式銘柄について計算代理人が決定するかかる構成株式銘柄の取引が

主に行われている主要な証券取引所、その承継取引所またはユーロ・ストックス50を構成する株式銘柄の取引を暫定的に取扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムがユーロ・ストックス50を構成する株式銘柄について当初の取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「評価時刻」とは、(ⅰ)日経平均株価については、関連する日の取引所における予定終了時刻（以下に定義する。）（ただし、取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。）をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、(A)市場障害事由（下記「13 指数リンク債に関する特別規定　(2) 市場障害事由、障害日およびその帰結　(a) 定義」に定義する。）の発生を決定する場合においては、(x)構成株式銘柄に関しては、当該構成株式銘柄に係る取引所の予定終了時刻を、(y)ユーロ・ストックス50に関するオプション取引または先物取引に関しては、関係取引所の取引終了時をいい、(B)その他のあらゆる状況においては、関連する日にインデックススポンサーによってユーロ・ストックス50の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

「利率判定評価日」とは、2018年12月5日（当日を含む。）から満期償還日（下記「2 償還および買入れ　(a) 満期償還」に定義する。）（当日を含む。）までの各利払日（ただし、利払日が支払営業日以外の日にあたる場合には、当該利払日は翌支払営業日に延期される。）の15共通予定取引日前の日をいう。

「利率判定水準」とは、各参照指数について、当初参照指数の80.00％（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所および予定取引日について、かかる予定取引日におけるかかる取引所または関係取引所の平日の取引終了予定時刻をいう（ただし、時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。）。

「予定取引日」とは、(ⅰ)日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、(A)インデックススポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表する予定で、(B)関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

3ヶ月分以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の未償還の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた値を乗じた金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の数式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

別段の定めがある場合を除き、「社債の概要」におけるすべての計算において、(ⅰ)かかる計算により生じるすべてのパーセンテージは、必要に応じて0.00001パーセンテージ・ポイント未満を四捨五入し、(ⅱ)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入(8番目の有効数字が5以上の場合、7番目の有効数字を切り上げる。)され、(ⅲ)すべての支払期限の到来した通貨は当該通貨単位(以下に定義する。)未満を四捨五入する。本項において、「通貨単位」とは、かかる通貨が使用されている国で、法定通貨として有効である最小の単位をいう。

(b) 利息の発生

本1項において別段の規定がない限り、各本社債の利息(もしあれば)は、償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示の下で元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(ⅰ)当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ⅱ)主支払代理人(下記「12 その他 (2) 代理契約」に定義する。)が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「8 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日まで、利息が付されるものとする。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、CACIBにより、2023年6月5日(以下「満期償還日」という。)に円により計算代理人が最終評価日に決定する下記の金額(以下「満期償還額」という。)で最終的に償還されるものとする(ただし、下記「13 指数リンク債に関する特別規定」において、それに反する規定がされる場合がある。)。

(ⅰ) 観察期間中にノックイン事由(以下に定義する。)が発生しなかった場合、額面金額の100%

(ⅱ) 観察期間中にノックイン事由が発生した場合、以下の算式に従い算出される金額(ただし、0円以上1,000,000円以下の金額とし、1円未満を四捨五入する。)

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数(以下に定義する。)の最終参照指数(以下に定義する。)}}{\text{償還額算出対象指数の当初参照指数}}$$

満期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、満期償還日は翌支払営業日に延期される。満期償還額の調整は行われない。

用語の定義

上記「1 利息　(a)　用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「観察期間」とは、各参照指数について、当初参照指数決定日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間をいう。

「最終参照指数」とは、各参照指数について、最終評価日の参照指数終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日（ただし、満期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、満期償還日は翌支払営業日に延期される。）の15共通予定取引日前の日をいう。

「償還額算出対象指数」とは、最低パフォーマンスを示す参照指数をいう。各参照指数について、パフォーマンスは、最終参照指数を当初参照指数で除することにより計算される。最低パフォーマンスは、計算代理人により決定される、かかるすべての計算値のうち最低値に対応するものである。ただし、計算代理人が複数の参照指数が同じ最低計算値を有すると決定した場合、計算代理人は、その裁量により、どの参照指数が最低パフォーマンスを示すとみなすかを決定する。

「ノックイン事由」とは、観察期間中における障害日でないいずれかの予定取引日において、いずれかの参照指数の参照指数終値が一度でも関連するノックイン判定水準以下であったと計算代理人により決定される場合をいう。

「ノックイン判定水準」とは、各参照指数について、当初参照指数の60.00％（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

(b) 強制早期償還

早期償還評価日において、早期償還事由が発生した場合、CACIBは、早期償還事由が発生した早期償還評価日の直後の早期償還日に、本社債の残額の全部（一部は不可）を、当該早期償還日（当日を含まない。）までに発生した利息（もしあれば）を付して、円により早期償還額（以下に定義する。）で償還する。

疑義を避けるために付言すると、当該早期償還は、関連する早期償還日に先立つノックイン事由の発生に関係なく適用されるものとする。

用語の定義

上記「1 利息　(a)　用語の定義」および上記「(a) 満期償還　用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「早期償還額」とは、早期償還事由の発生した早期償還評価日に額面金額の100％として計算される金額をいう。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数について、下記に記載される対応する早期償還日に関して、下記の表に従って計算された数値（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2018年9月5日	当初参照指数 × 105.00%
2018年12月5日	当初参照指数 × 104.00%
2019年3月5日	当初参照指数 × 103.00%
2019年6月5日	当初参照指数 × 102.00%
2019年9月5日	当初参照指数 × 101.00%
2019年12月5日	当初参照指数 × 100.00%
2020年3月5日	当初参照指数 × 99.00%
2020年6月5日	当初参照指数 × 98.00%
2020年9月5日	当初参照指数 × 97.00%
2020年12月5日	当初参照指数 × 96.00%
2021年3月5日	当初参照指数 × 95.00%
2021年6月5日	当初参照指数 × 94.00%
2021年9月5日	当初参照指数 × 93.00%
2021年12月5日	当初参照指数 × 92.00%
2022年3月5日	当初参照指数 × 91.00%
2022年6月5日	当初参照指数 × 90.00%
2022年9月5日	当初参照指数 × 89.00%
2022年12月5日	当初参照指数 × 88.00%
2023年3月5日	当初参照指数 × 87.00%

「早期償還事由」とは、いずれかの早期償還評価日において、すべての参照指数の参照指数終値がそれぞれの早期償還判定水準以上であったと計算代理人により決定される場合をいう。

「早期償還評価日」とは、各早期償還日（ただし、早期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、当該早期償還日は翌支払営業日に延期される。）の15共通予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、満期償還日を除く各利払日をいう。

■ 免 責

（ｉ）日経平均株価

日経平均株価は、インデックススポンサーの知的財産権である。「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、インデックススポンサーのサービスマークである。インデックススポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関するすべての権利を有している。

本社債は、いかなる方法においてもインデックススポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。インデックススポンサーは、日経平均株価を使用して得られる結果、ある特定の日に示された日経平均株価の数値またはその他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、保証または表明を行っていない。日経平均株価は、インデックススポンサーによってのみ集計され計算される。ただし、インデックススポンサーは日経平均株価における誤りについて何人に対して

も責任を負うものではなく、本社債の購入者または販売者を含め何人に対しても日経平均株価における誤りを通知する義務はない。

さらに、インデックススポンサーは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算、公表および配布を継続する義務を負うものではない。

（ⅱ）ユーロ・ストックス 50

ストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス 50 および本社債に関連して使用される関連商標のライセンス供与以外、クレディ・アグリコル・CIB と何ら関係がない。

ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは以下を行わない。

・本社債への出資、宣伝、販売または販売促進
・本社債またはその他の証券への投資の推薦
・本社債に関する時期、数量または価格に関する決定につき、義務もしくは責任を負うことまたは当該決定を行うこと
・本社債の管理、運営または取引につき、義務または責任を負うこと
・ユーロ・ストックス50の決定、構成または計算に関し、本社債の需要もしくは本社債の所有者の要求を検討すること、またはそうする義務を負うこと

ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは本社債またはそのパフォーマンスに関し、過失の如何にかかわらず、いかなる保証もせず、何ら責任も負わない。

ストックス社は本社債の購入者またはその他の第三者とのいかなる契約関係も前提しない。

特に、以下の責任を負わない。

・ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、明示または暗示を問わず、いかなる保証もせず、以下のいずれについても何ら責任を負わない。
  －本社債、本社債の所有者またはその他の者が、ユーロ・ストックス50およびユーロ・ストックス50に含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
  －ユーロ・ストックス50およびそのデータの正確性、適時性および完全性
  －ユーロ・ストックス50およびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性
  －本社債のパフォーマンス一般
・ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50またはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害について、いかなる保証もせず、何ら責任も負わない。
・いかなる状況においても、ストックス社、ドイツ取引所もしくはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50もしくはそのデータの過誤、脱漏もしくは障害により生じたまたは一般に本社債に関連した利益の喪失または間接的、懲罰的、

特別もしくは派生的な損害もしくは損失につき、ストックス社、ドイツ取引所もしくはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーがかかる損失または損害が起こりうることを知っていたとしても、過失の如何にかかわらず、責任を負わない。

クレディ・アグリコル・CIB とストックス社との間のライセンス契約は、本社債の所有者またはその他の第三者の利益のためではなく、クレディ・アグリコル・CIB とストックス社の利益のためにのみ締結されたものである。

(c) 税制変更による繰上償還

CACIBは、次の場合において、その選択により随時、30日以上60日以内の（取消不能の）通知を主支払代理人および下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して行うことにより本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

（ⅰ）本社債の発行が承認された日以後に変更または修正の効力が発生する、課税管轄地域（下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用あるいは公的な解釈の変更により、CACIBに本社債に基づく次回の支払期日において、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に規定する追加額の支払義務が生じる場合

（ⅱ）CACIBが合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合

ただし、かかる償還の通知はCACIBにかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日前の日より前には行われないものとする。

本項(c)に従い償還される本社債は、公正市場償還額（下記「(d) 特別税制償還」に定義する。）により償還される。

(d) 特別税制償還

CACIBが、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」記載の追加額の支払に関する取り決めにもかかわらず、フランス法に基づき本社債の元利金の次回の支払の際に、期限が到来した金額の全額を本社債の所持人に支払うことを禁止される場合、CACIBは、直ちに主支払代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、CACIBは、本社債の所持人に対し7日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を公正市場償還額でCACIBが本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払を行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債の所持人に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

（ⅰ）CACIBが、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払を行うことが実務的に可能な最終日

（ⅱ）上記の主支払代理人に対する通知後14日目の日

「公正市場償還額」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいと計算代理人のその単独の絶対的な裁量により決定される円貨による金額であり、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われない。ただし、以下を条件とする。

（ⅰ）CACIBに関して、下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由（下記「5 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

（ⅱ）公正市場償還額が下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還額を以下「債務不履行前公正市場償還額」という。）、CACIBに関して下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還額決定日」という。）に支払われなかった場合、債務不履行前公正市場償還額は、債務不履行後公正市場償還額決定日に決定された公正市場償還額（以下「債務不履行後公正市場償還額」という。）に相当するとみなされ、「債務不履行後公正市場償還額」は上記(ⅰ)に従いCACIBの財政状況を考慮しないものとする。

（ⅲ）公正市場償還額は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は自身が関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(g) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる非実際性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還額は、経過利息に係る金額を含むとみなされる。

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がCACIBにより直接保有されているか関連会社（下記「12 その他 (5) 代理人 (b) 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベーシス・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。）を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したCACIBもしくはその関連会社の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたCACIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）（マーケット・ビッド／オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、CACIBに関して下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還額の支払は「8 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

(e) FATCA源泉徴収に係る償還

CACIBは、本項(e)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、CACIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

（ⅰ）FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN

（ⅱ）CACIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに

（ⅲ）CACIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、

a. CACIBが償還するFATCA関連社債、および

b. CACIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、CACIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の早期償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日（以下に定義する。）以上後でなければならない。）を明記するFATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。CACIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(e)に従い償還される本社債は、公正市場償還額により償還される。

本項(e)において、

「営業日」とは、(ｉ)ロンドン、(ⅱ)ニューヨーク市および(ⅲ)東京において商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「FATCA関連社債」とは、(ｉ)当該社債に係る将来における支払についてCACIBがFATCA源泉徴収（以下に定義する。）を行う（直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。）義務を負い、かつ、(ⅱ)CACIBが利用可能な合理的措置を講じてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法（以下に定義する。）第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、「8 通知」に従ってCACIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、「8 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(e)に基づき支払が行われる銀行口座（または小切手による支払の場合は住所）を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、CACIBが主支払代理人および、（場合に応じて）「8 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

(f) 規制償還または強制転売

CACIBは、かかる本社債の購入時に適格購入者（以下に定義する。）でない米国人（以下に定義する。）またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(ｉ)CACIBが合衆国投資会社法（以下に定義する。）に基づく登録を回避することができるようにかかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ⅱ)かかる所持人に対して、本社債を規則144A（以下に定義する。）に従い適格購入者でもある適格機関購入者（以下に定義する。）またはレギュレーションS（以下に定義する。）に従い合衆国外に居住する非米国人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にい

ずれの本社債を上記(ｉ)に従い償還するかまたは上記(ⅱ)に従い売却するかは、CACIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還額により行われる。

本項(f)において、

「合衆国投資会社法」とは、1940年合衆国投資会社法（その後の改正を含む。）をいう。

「規則144A」とは、合衆国証券法（以下に定義する。）に基づく規則144Aをいう。

「適格機関購入者」とは、規則144Aが規定する適格機関購入者をいう。

「適格購入者」とは、合衆国投資会社法第2条(a)(51)に定義される適格購入者をいう。

「米国人」とは、レギュレーションSにおいて定義される米国人（U.S. Person）をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）をいう。

(g) 違法性および不可抗力

CACIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に「8 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

（ｉ）本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること

（ⅱ）本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日（当日を含まない。）の後に発生した不可抗力事由（以下に定義する。）により、実行不可能または不可能となること

本項(g)において、

「不可抗力事由」とは、CACIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(A)CACIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および／または(B)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

a. 政府当局（以下に定義する。）またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入

b. 戦争（内戦その他）、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および／または騒乱の発生または宣言

c. サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機

d. 金融上、政治上もしくは経済上の事由（国内外の政治、法律、税金もしくは規制条件の変更を含むがこれらに限られない。）またはCACIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、CACIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還額を支払うものとする。支払は「8 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(h) 買入れ

CACIBおよびその子会社（以下に定義する。）は、市場その他において、いかなる価格ででも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面の無記名式社債（下記「12 その他　(4) 様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札と共に）買入れることができる。CACIBによりまたはCACIBのために買入れられた本社債は、CACIBの選択により、適用される法律に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

「子会社」とは、あらゆる時点における者もしくは法人に関し、フランス商法第L.233-1条に定義されるその他の者もしくは法人（現存しているか否かを問わない。）、またはフランス商法第L.233-3条の意味において、CACIBにより直接的もしくは間接的に支配されているその他の者もしくは法人をいう。本書の日付現在、フランス商法第L.233-1条の規定は、下記の通りである。

「会社が他の会社の株式資本の半数超を保有する場合、本章において、後者は前者の子会社であるとみなされる。」

本書の日付現在、フランス商法第L.233-3条の規定は、下記の通りである。

「Ⅰ. フランス商法第2章の第2部および第4部において、下記の場合、ある会社は他の会社を支配しているとみなされる。

(ⅰ)直接的または間接的に株式資本の一部を保有しており、これにより当該会社の株主総会において議決権の過半数を保有することとなる場合

(ⅱ)会社の利益に反しない株主間契約または出資者間契約に基づき、単独で当該会社の議決権の過半数を保有する場合

(ⅲ)保有する議決権により、当該会社の株主総会における決定を事実上支配する場合

(ⅳ)会社の株主または出資者であり、当該会社の運営、経営または監督業務上の組織の構成員の過半数を選任または解任させる権限を有する場合

Ⅱ. ある会社が直接的または間接的に議決権の40％超を保有し、他の株主または出資者が当該会社の議決権を直接的または間接的にそれ以上保有しない場合、かかる会社は支配権を行使しているとみなされる。

Ⅲ. フランス商法第2章の同部において、共同で行為する2名以上の者が、株主総会での決定を事実上支配している場合、同者は共同で支配しているとみなされる。」

(i) 消却

CACIBにより償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていたまたは当該本社債と共に引渡された支払期日未到来の利札と共に、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(h)に基づき消却のために買入れられた本社債は、（当該本社債と共に消却された支払期日未到来の利札と共に）主支払代理人に引渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

3　支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者が東京に所在する銀行に有する円建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、東京に所在する銀行を支払場所とする円建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債および利札の呈示

最終無記名券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、最終無記名券面に関する利息の支払は、上記の通り（下記の制限の下で）利札の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国（本項において、アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

最終無記名券面の様式の本社債につき償還期日が到来した日以降、本社債に関する支払期日未到来の利札（最終無記名券面に付されているか否かを問わない。）は無効となり、それに関する支払は行われないものとする。

最終無記名券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日（当日を含む。）または（場合により）利息発生日以降当該本社債について発生した利息（もしあれば）は、当該最終無記名券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金および利息（もしあれば）の支払は、（下記の制限の下で）無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは（場合により）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、CACIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いCACIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、CACIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、CACIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債または利札に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債または利札の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債または利札に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 一般

計算代理人、CACIBまたは代理人（下記「12 その他　(2) 代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還額その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

(f) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

（ⅰ）「7 課税上の取扱い　(1) フランスの租税」に基づき、元金に関し支払われることのある追加額

（ⅱ）本社債の満期償還額

（ⅲ）本社債の早期償還額

（ⅳ）本社債の公正市場償還額

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により、「7 課税上の取扱い　(1) フランスの租税」に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

(g) 予定支払通貨停止事由

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

（ⅰ）計算代理人は、本社債に関するCACIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転換される。かかる転換は、下記「8 通知」に従いCACIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(ⅰ)本社債に関するCACIBの支払義務の全部は代替支払通貨建で支払われ、(ⅱ)本社債の要項はこれに従って解釈され、また(ⅲ)計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。

（ⅱ）計算代理人が、上記(ⅰ)に従い本社債に関するCACIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するCACIBの支払義務は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする（例えば、計算代理人がか

かる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。）。

（ⅲ）CACIBは、下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部（一部は不可）を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建（適用ある場合）またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還額にて償還されるものとする。

CACIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本項(g)において計算または決定を行う際、計算代理人は自らが関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの本社債についてもCACIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。CACIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本項(g)に従いCACIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本項(g)において、

「予定支払通貨」とは、日本円をいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

4　本社債の地位

本社債および本社債に関する利札は、CACIBの直接、非劣後かつ無担保の債務であり、現在および将来において、本社債相互の間で同順位であり、（上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き）CACIBが随時負担する他の一切の無担保債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である。

5　債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててCACIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還額が支払われるべきものとなる。

(a) いずれかの本社債の元金または利息がその支払期日に支払われず、利息の支払についてはかかる不履行が、かかる旨の書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からCACIBが受領したときから15日間以上継続した場合。ただし、CACIBが当該期間の満了前にかかる不履行を治癒した場合はこの限りではない。

(b) CACIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、（通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き）CACIBがかかる不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からCACIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。

(c) CACIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、CACIBの法律上の清算手続（liquidation judiciaire）もしくは事業全体の譲渡（cession totale de l'entreprise）について判決がなされた場合、CACIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはCACIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはCACIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合（ただし、新設合併、吸収合併、その他の法人への資産の全部もしくは大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設企業、存続企業または譲受企業の信用力が、かかる行為の前のCACIBよりも著しく悪化していない場合を除く。）。

6　社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債、利札または代理契約の条項を特別決議（代理契約に定義される。）により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。CACIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10％以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、CACIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50％以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の特定の規定の修正（本社債の償還期日もしくは利払日の修正、本社債の元金もしくは利率の減額もしくは取消、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議または本社債の所持人によりもしくは本社債の所持人のために署名された書面をもって採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本社債の所持人すべてを拘束し、また利札の所持人すべてを拘束する。

CACIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく（またかかる本社債の所持人もしくは利札の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく）、以下の点について、本社債の要項、利札または代理契約の修正を実施することができる。

(a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および／または

(b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは(ⅰ)法律もしくは規制の強行規定、(ⅱ)CACIBを監督する規制当局の規則もしくは要求もしくは(ⅲ)本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人および利札の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、「8 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

7　課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(1) フランスの租税

本社債および利札に係る元金および利息の支払はすべて、課税管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる（ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合（以下「グロスアップ事由」という。）を除く。）。

グロスアップ事由が発生した場合、CACIBはフランスの法律により認められる最大限の範囲で、本社債の所持人または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本社債の元金または利息の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または利札について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の場合には支払われないものとする。

（ⅰ）支払のためにフランスで本社債または利札が呈示された場合

（ⅱ）本社債または利札を保有する以外に、課税管轄地域と何らかの関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金を負担する所持人またはかかる所持人を代理する第三者に対する場合

（ⅲ）居住申告または非居住申告を含む（これに限定されない。）申告またはその他の表明を行えば、源泉徴収または控除を免除されたであろうが、怠った所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合

（ⅳ）関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために本社債または利札が呈示された場合（ただし、本社債の所持人または利札の所持人がかかる30日目（かかる日が支払営業日であったと仮定すれば）に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）

（ⅴ）EU加盟国内の別の支払代理人に本社債または利札を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合

（ⅵ）所持人がフランスの一般租税法典（*Code général des impôts*）第238-0 A条の意義の範囲内における非協調国または地域に所在しもしくは設立されているかまたは口座を開設している場合

本項において(A)「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局を意味し、(B)「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日を意味する。

疑義を避けるために付言すると、本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合

衆国財務省規則（以下「FATCA」という。）に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ガーンジーその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連するいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、CACIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令2011/16/EU（EU理事会指令2014/107/EUにより修正）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(2) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税と地方税が源泉所得税として課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができる。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税が源泉所得税として課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

なお、日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債の利息、譲渡益および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

8　通知

本社債の全部がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている大券により表章されている限り、本社債の所持人に対するすべての通知は、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日に本社債の所持人になされたものとみなされる。

大券が最終券面と交換される場合、かかる交換の条件として、本社債の所持人はCACIBに対して、本社債に関する有効な通知がなされる住所を提供することを要求される。最終券面の譲渡に際し、新たな最終券面の所持人は、CACIBに対して、その指定された事務所において、最終券面に関する有効な通知がなされる住所を提供しなければならない。前述の方法により新たな住所が通知されない限り、CACIBは、最終券面に関する通知を前述の方法により届出を受けた最終の住所へ行う権利を有し、最終券面の譲渡にかかわらず、かかる通知は有効とみなされる。かかる通知は、交付された日、または営業日の午後5時以降に交付されたもしくは営業日以外の日に交付された場合には交付場所における翌営業日に行われたものとみなす。

9　消滅時効

本社債および利札は、それぞれの関連日から元本の支払については10年、利息については5年の期間内に元本および／または利息に関して請求がなされない場合は失効する。

10　情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

(a) 法務、税務または規制上の事項に関して、CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（CACIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にCACIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。

(b) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。

(c) CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(1)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(2)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、CACIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

11　準拠法および裁判管轄

本社債、利札およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

CACIBは、本社債の所持人および利札の所持人のために、英国の裁判所が本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生ずるあらゆる紛争（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債および利札から生じ、または本社債および利札に関して生じる訴訟または手続（以下総称して「訴訟手続」という。）（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかる裁判所に提起しなければならないことに合意する。

CACIBは、かかる訴訟手続の裁判管轄をかかる裁判所に置くことに対する現在または将来における異議申立ておよびかかる訴訟手続が不都合な法廷地で提起されたとの主張を、ここに取消不能の形で英国の管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、英国の裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、CACIBに対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに関し、ここに取消不能の形で合意する。

本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、現在英国ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに事務所を有するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたは英国に事務所を有さなくなったときは訴訟手続に関する英国における送達代理人として他の者を任命することを約束する。本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、代理契約、捺印証書およびディード・オブ・コベナントに関して、英国の裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

12　その他

(1) 代わり社債券および代わり利札

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、CACIBが合理的に要求する証拠および補償の

提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本社債または利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 代理契約

本社債および利札は、CACIB、発行代理人兼主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバンク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称され、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2017年5月10日付の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(3) 承継

(a) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、CACIB（かかる用語は、本項においてのみ、本項に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてCACIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

（ⅰ）(A)承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、CACIBに代わり、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人（かかる用語は、本項においてのみ、利札の所持人を含む。）のために、「社債の概要」ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(B)CACIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するものとし、それに基づきCACIBは、主要な債務者として承継債務会社の支払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(C)承継債務会社およびCACIBは、承継が完全な効力を有するために必要なその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。

（ⅱ）上記（ⅰ）または下記（ⅲ）の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、かかる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な「7 課税上の取扱い　(1) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。

（ⅲ）書類は、承継債務会社およびCACIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(A)承継債務会社およびCACIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびCACIBの義務に関するCACIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびCACIBのそれぞれの義務の履行に

必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(B)書類に基づいて各承継債務会社およびCACIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。

（iv）承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。

（ｖ）CACIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からCACIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するCACIBの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。

（vi）CACIBは、主支払代理人に対し、英国の主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は英国法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。

（vii）承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受ける英国の代理人として、「11 準拠法および裁判管轄」においてCACIBにより任命された送達代理人または英国に事務所を有する他の者を任命していること。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(ｉ)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A)承継債務会社は、CACIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B)これに基づき、本社債、ディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ（文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。）、(C)CACIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはCACIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支

払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびCACIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「8 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(e) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、CACIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮する義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もCACIBに要求する権利を有しないものとする。

(4) 様式、額面および所有権

本社債は無記名式（以下「無記名式社債」という。）であり、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、円建で、各社債券の額面金額は1,000,000円である。最終無記名券面は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債および利札の所有権は、受渡により移転する。CACIBおよびいずれの代理人も（支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債もしくは利札の所有に係る注記、券面上の記載または本社債もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債または利札の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、CACIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、CACIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して米国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はトランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金、利息（もしあれば）およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者が米国人でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームが（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、米国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息、元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金、利息（もしあれば）またはその他の金額の支払は、証明書を要さずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を利札付の最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。「交換事由」とは、(ⅰ)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ⅱ)ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をCACIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または(ⅲ)CACIBの所在地における法改正により、本社債が最終券面の形態の本社債により表章されていたなら被らなかったであろう、不利益な税務効果をCACIBが被るかもしくは被ることとなるときをいう。CACIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、「8 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(ⅲ)に規定される交換事由が発生した場合には、CACIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債およびかかる無記名式社債に関連するすべての利札に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165(j)条および第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債または利札に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債または利札に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(5) 代理人

(a) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャファー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

CACIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および/または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および/または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(ⅰ) 主支払代理人を常置すること

(ⅱ) EU理事会指令2015/2060/EUの適用によるEU理事会指令2003/48/ECの残存条項、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのないEUの加盟国内に支払代理人を維持すること

(ⅲ) フランスを除くヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、「8 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の事前の通知がなされた後にのみ(支払不能の場合には直ちに)効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人または利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(b) 計算代理人

CACIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人は速やかにCACIBおよび代理人に通知するものとし、CACIBは、(下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している)計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場(または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場)に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、CACIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

計算代理人が何らかの理由で利息計算期間における利率または利息を決定または計算しない場合、CACIBがその行為を行う（またはそれに代わり代理人を指名する）ものとし、かかる決定および計算は、計算代理人によりなされたものとみなされる。その際、CACIBは、すべての状況において、自らの判断でその行為を行うことができ、また他のあらゆる点において誠実かつ合理的とみなされる方法により行為する範囲において、「1 利息」および「3 支払」の規定を、必要な修正を加えて適用するものとする。

CACIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、「8 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人（それがCACIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。）は、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人もしくは利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、CACIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

本書において「関連会社」とは、ある事業体（以下「第一事業体」という。）に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配（以下に定義する。）されている事業体、第一事業体を直接的もしくは間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

(c) 決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってCACIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的で、CACIB、代理人および本社債の所持人を拘束するものである。

とりわけ、「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはCACIBにより成されたか否かにかかわらず、（明白な誤りがある場合を除き）CACIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべての本社債の所持人および利札の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、CACIB、本社債の所持人または利札の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、CACIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その

数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、CACIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

別段の記載がある場合を除き、CACIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。

(6) 追加発行

CACIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債、または初回の利息額および利払日を除くすべての点において本社債と同じである社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

13　指数リンク債に関する特別規定

(1) 一般的定義

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「評価日」とは、当初参照指数決定日、各利率判定評価日、観察期間中における障害日でない各予定取引日、最終評価日および早期償還評価日もしくは「社債の概要」に従い評価日であるとみなされるその他の日または（かかる日が予定取引日でない場合には）直後の予定取引日（計算代理人の意見において、かかる日が障害日であると判断される場合を除く。）をいう。かかる日が障害日である場合には、下記「(2) 市場障害事由、障害日およびその帰結　(b) 障害日発生の帰結」の規定が適用される。

「最終障害日」とは、障害日の発生に関し、(ｉ)当初参照指数決定日については予定評価日の最長障害日数後の予定取引日をいい、(ⅱ)各利率判定評価日、最終評価日および各早期償還評価日については予定評価日の最長障害日数後の共通予定取引日をいう。

「最長障害日数」とは、(ｉ)当初参照指数決定日については、3予定取引日、(ⅱ)各利率判定評価日、最終評価日および各早期償還評価日については、5共通予定取引日をいう。

「障害日」とは、(ｉ)日経平均株価については、(A)取引所もしくは関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できないか、または(B)市場障害事由が生じている日経平均株価に関する予定取引日をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、(A)インデックススポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表できないか、(B)関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できないか、または(C)市場障害事由が生じているユーロ・ストックス50に関する予定取引日をいう。

「取引所営業日」とは、(ｉ)日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日（取引所または関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。）をいい、(ⅱ)ユーロ・ストックス50については、(A)インデックススポンサーがユーロ・ストックス50の水準を公表し、(B)関係取引所において通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日（かかる関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。）をいう。

「予定評価日」とは、障害日となる事由が発生しなければ評価日であった日をいう。

(2) 市場障害事由、障害日およびその帰結

(a) 定義

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「市場障害事由」とは、

(ⅰ) 日経平均株価については、(A)計算代理人が重大であると判断する取引障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、(B)計算代理人が重大であると判断する取引所障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(C)早期終了が発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で市場障害事由が生じているか否かを決定する場合において、日経平均株価に含まれている構成株式銘柄に関して市場障害事由が生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、市場障害事由発生直前における(A)かかる構成株式銘柄が日経平均株価の水準に貢献している部分と(B)包括的な日経平均株価の水準との対比に基づくものとする。

(ⅱ) ユーロ・ストックス50については、(A)(a)構成株式銘柄に関して、(x)かかる構成株式銘柄が主に取引されている取引所において、計算代理人が重大であると判断する取引障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、(y)かかる構成株式銘柄が主に取引されている取引所において、計算代理人が重大であると判断する取引所障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、もしくは(z)早期終了が発生もしくは存在していること、かつ、(b)取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在している構成株式銘柄のすべての合計が、ユーロ・ストックス50の水準の20%以上を構成していること、または(B)ユーロ・ストックス50に関する先物もしくはオプション契約に関して、関係取引所において、計算代理人が重大であると判断する(x)取引障害もしくは(y)取引所障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、もしくは(z)早期終了が発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で市場障害事由が生じているか否かを決定する場合において、ユーロ・ストックス50に含まれている構成株式銘柄に関して市場障害事由が生じている場合、ユーロ・ストックス50の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連する寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄がユーロ・ストックス50の水準に寄与している部分と(y)包括的なユーロ・ストックス50の水準（いずれも、インデックススポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。）との対比に基づくものとする。

「早期終了」とは、

(ⅰ) 日経平均株価については、日経平均株価に関する取引所営業日において、日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所が、予定終了時刻前に終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(A)かかる取引所営業日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(B)かかる取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所または関係取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

（ⅱ）ユーロ・ストックス50については、構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所の取引所営業日が、予定終了時刻前に終了することをいう。ただし、かかる早期終了について、(A)かかる取引所営業日の取引所または（場合により）関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(B)かかる取引所営業日の当該評価時刻における執行のために取引所または関係取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または（場合により）関係取引所が発表している場合を除く。

「取引障害」とは、

（ｉ）日経平均株価については、(A)取引所における日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄に関して、または(B)関係取引所における日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引に関して、取引所もしくは関係取引所またはその他が許容する制限を超える株価の変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所またはその他により課せられた取引の停止または制限をいう。

（ⅱ）ユーロ・ストックス50については、(A)いずれかの構成株式銘柄に関する取引所におけるかかる構成株式銘柄に関して、または(B)関係取引所におけるユーロ・ストックス50に関する先物取引もしくはオプション取引に関して、取引所もしくは関係取引所またはその他が許容する制限を超える株価の変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所またはその他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、

（ｉ）日経平均株価については、市場参加者が全般的に(A)取引所において日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能、または(B)関係取引所において日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を障害または毀損すると計算代理人において判断された事由（早期終了を除く。）をいう。

（ⅱ）ユーロ・ストックス50については、市場参加者が全般的に(A)いずれかの構成株式銘柄に関する取引所におけるかかる構成株式銘柄、または(B)関係取引所においてユーロ・ストックス50に関する先物取引もしくはオプション取引の取引を実行し、またはその時価を取得する機能を障害または毀損すると計算代理人において判断された事由（早期終了を除く。）をいう。

(b) 障害日発生の帰結

当初参照指数決定日が障害日である場合、

（ｉ）障害日の発生の影響を受けない各参照指数（もしあれば）については、当初参照指数決定日は予定評価日とする。

（ⅱ）障害日の発生の影響を受ける各参照指数（もしあれば）（以下、それぞれを「影響参照指数」という。）については、計算代理人は当初参照指数決定日を延期し、この場合、当初参照指数決定日は当該影響参照指数に関して障害日でない直後の予定取引日とする。ただし、最終障害日（当日を含む。）までの各予定取引日が当該影響参照指数について障害日である場合を除く。この場合、(A)かかる日が当該影響参照指数の障害日であるという事実にかかわらず最終障害日を当該影響参照指数の当初参照指数決定日とみなし、(B)計算代理人は、当該

影響参照指数を構成する各株式銘柄の最終障害日における評価時刻現在の取引所での取引価格または相場価格（または最終障害日において関連する株式銘柄について障害日を生じさせる事由が発生した場合には、最終障害日における評価時刻現在の関連する株式銘柄の価値）を利用して、最初の障害日の発生の直前に有効であった当該影響参照指数を計算するための計算式および計算方法に従い、最終障害日における評価時刻現在の当該影響参照指数の水準を決定する。

評価日（当初参照指数決定日および観察期間中における障害日でない各予定取引日を除く。）が障害日である場合、各影響参照指数および障害日の発生の影響を受けない各参照指数について、計算代理人は評価日を延期し、この場合、評価日は、各参照指数に関して障害日でない直後の共通予定取引日とする。ただし、最終障害日（当日を含む。）までの各共通予定取引日がいずれかの参照指数について障害日である場合を除く。この場合、(A)かかる日がいずれかの参照指数の障害日であるという事実にかかわらず最終障害日を各参照指数の評価日とみなし、(B)計算代理人は、関連する影響参照指数を構成する各株式銘柄の最終障害日における評価時刻現在の取引所での取引価格または相場価格（または最終障害日において関連する株式銘柄について障害日を生じさせる事由が発生した場合には、最終障害日における評価時刻現在の関連する株式銘柄の価値）を利用して、最初の障害日の発生の直前に有効であった当該影響参照指数を計算するための計算式および計算方法に従い、最終障害日における評価時刻現在の当該影響参照指数の水準を決定する。

計算代理人は、評価日における障害日の発生を、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、かかる障害日の詳細およびそれに関して計算代理人により行われると提案された行為を示すものとする。

(3) 参照指数の調整

(a) 承継参照指数／承継スポンサー

（ⅰ)インデックススポンサーが関連する参照指数を計算および公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサーが当該参照指数を計算および公表する場合、または、（ⅱ)当該参照指数が、当該参照指数の計算で用いられるのと同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式もしくは計算方法を用いる承継指数により代替される場合には、いずれの場合も、かかる指数（以下「承継参照指数」という。）が参照指数とみなされる。

(b) 参照指数の計算の修正および中止

（ⅰ)ある評価日以前において、関連するインデックススポンサーが、関連する参照指数を計算するための計算式もしくは計算方法の著しい変更もしくはその他の方法で当該参照指数を著しく修正し（構成銘柄および資本ならびにその他通常業務に関する事項の変更が生じた場合において当該参照指数を維持するための計算式または計算方法の修正を除く。）（以下「参照指数修正」という。）もしくは、関連する参照指数が永久的に廃止され承継参照指数も存在しない場合（以下「参照指数廃止」という。）、または、（ⅱ)いずれかの評価日において、インデックススポンサーが関連する参照指数を計算および公表しない場合（以下「参照指数障害」といい、参照指数修正、参照指数廃止とあわせて、それぞれを、以下「参照指数調整事由」という。）、以下のいずれかによる。

(a) 計算代理人は、参照指数を代替指数に置き換えることを決定するものとする。「代替指数」とは、参照指数調整事由に関連して調整を要することとなった参照指数と主要な条件が同等であると計算代理人の裁量により判断された指数を意味する。指数の主要な条件には、戦略、通貨、計算の周期性および水準の発表の周期性、原資産、地理的および経済的範囲の種別または規則を含む。

(b) 計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを決定するものとし、重大な影響を及ぼす場合には、公表済みの参照指数の水準の代わりに、場合により、修正、障害または廃止の直前に有効であった参照指数を算出するための計算式および計算方法に従い、参照指数調整事由が生じる直前の参照指数を構成した構成株式銘柄のみを用いて計算代理人が決定する、評価日の評価時刻現在の参照指数の水準を用いて、関連する参照指数の水準を計算するものとする。

(c) 計算代理人は、参照指数調整事由の発生後、その単独の絶対的な裁量により、本社債の公正市場償還額を合理的な期間で計算するものとし、CACIBは、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債につき、公正市場償還額に相当する金額で償還するものとする。支払は、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知される方法によりなされる。

計算代理人は、本項(b)に従いなされた決定および共にこれに関連する対策案を、可及的速やかに代理人に通知するものとし、代理人は、かかる決定の写しを、本社債の所持人による閲覧に供するものとする。

(4) 参照指数の水準の訂正

インデックススポンサーにより公表され、本社債に関する計算または決定を行うために使用される参照指数の価格または水準がその後訂正され、かかる訂正が当初公表した日にインデックススポンサーにより公表される場合、計算代理人は、かかる訂正に対処するために関連する修正を本社債に対して行う必要があるかどうかを決定し、また、必要な範囲において、かかる訂正を反映するために本社債の条項を修正する。ただし、計算代理人は、その後公表された訂正を考慮せずに各当初参照指数を決定するものとする。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

2014年7月2日、金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関する枠組みを設定する、欧州議会および理事会による2014年5月15日付指令第2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が施行された。

BRRDならびに欧州議会および理事会による2014年7月15日付（EU）規則第806/2014号（以下「SRM規則」という。）に定められた目的は、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定することである。BRRDにより設定される枠組みは、特に、金融機関の破綻による経済および金融システムに対する影響（納税者の損失エクスポージャーを含む。）を最小限にする一方で、その重要な金融機能および経済機能を確実に継続させるために、不安定かつ経営難の金融機関に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を各EU加盟国に指定された当局（以下「破綻処理当局」という。）に提供するために必要とされると定められている。SRM規則に基づき、集中的な破綻処理の権限が設定され、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）および国家の破綻処理当局に委託された。

BRRDおよびSRM規則において破綻処理当局に与えられる権限は、資本調達商品（劣後債を含む。）および適格債務（ジュニア債ではすべての損失を吸収するには不十分と判明した場合、本社債等の優先債を含む。）を、設定された優先順位に従い破綻処理中の発行機関の損失を吸収することを確実にするために、削減／転換する権限（以下「ベイルイン手法」という。）を含んでいる。BRRDを実施するフランス通貨金融法典において、破綻処理の条件は、(ⅰ)破綻処理当局または関連する監督当局が、当該機関が破綻に陥っているかもしくは陥るおそれがあると判断した場合、(ⅱ)破綻処理措置以外の方策により破綻が回避されることを合理的な時間枠で合理的に見込めない場合、かつ(ⅲ)破綻処理措置が破綻処理の目的を達成するために必要であり、通常の倒産手続に基づく機関の清算がこれらの破綻処理の目的を同程度に満たしていない場合に満たされたとみなされる。

破綻処理当局はまた、かかる削減もしくは転換の権限を行使しない限り、当該金融機関もしくは当該グループがもはや存続不可能であると判断した場合、または当該金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合（特別な公的財政支援が、フランス通貨金融法典第L.613-48条第3項第3号に定義される形式で提供される場合を除く。）、破綻処理措置とは無関係に、または破綻処理の条件が満たされているときには破綻処理と組み合わせて、資本調達商品（劣後債を含む。）を削減または株式へ転換する可能性がある。

ベイルイン手法は、結果として、本社債の完全な（すなわちゼロへの）もしくは部分的な削減もしくは普通株式もしくは持分証券への転換、または本社債の条項の変更（例えば、満期および／もしくは支払われる利息が変更になる可能性があり、支払の一時停止が命令される可能性もある。）を生じさせる可能性がある。特別な公的財政支援は、ベイルイン手法を含む破綻処理措置を可能な限り最大限評価および適用した後においてのみ、最後の手段として用いられるべきである。さらに、CACIBの財務状態が悪化した場合には、ベイルイン手法が存在することにより、かかる権限が存在しなかった場合よりも急速に本社債の市場価格または価値が下落する可能性がある。

ベイルイン手法に加え、BRRDは、破綻処理の条件を満たす金融機関に関し、その他の破綻処理手法を実施するため、より広範な権限を破綻処理当局に付与する。かかる権限は、金融機関の事業の売却、承継機関の設立、資産の分割、社債に関する債務者としての金融機関の代替または承継、社債の条件の修正（満期およ

び／もしくは支払われる利息額の変更ならびに／もしくは支払の一時停止の命令）、経営陣の解任、暫定管財人の任命ならびに金融商品の上場および取引許可の廃止を含む可能性があるが、これらに限定されない。

指令であるBRRDは、フランスにおいては直接適用されず、国の法令に置き換えられなければならなかった。フランスの2015年8月20日付命令第2015-1024号は、かかる目的のために、BRRDをフランス法に置き換え、フランス通貨金融法典を修正したものである。

破綻処理手法の実施または関連する資本調達商品の削減または転換を行う権限の行使の前に、破綻処理当局は、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、いかなる公的機関からも独立した者により実施されていることを確認しなければならない。

2016年1月1日以降、フランスの与信機関、投資会社および金融機関は、フランス通貨金融法典第L.613-44条に従い、自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）を常に満たしていなければならない。MRELは、金融機関の負債および自己資本に対する割合として表示され、金融機関がベイルイン手法の有効性を阻害する形で負債を構成することを避けることを目的としている。

SRM規制の規定に従い、適用ある場合、SRBは、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局を、意思決定過程に関するすべての面について代替し、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局は、SRBにより適用された破綻処理スキームの実施に関し、継続して事業を行う。銀行の破綻処理計画の準備に係るSRBおよび国家の破綻処理当局の協力に関する規定は2015年1月1日より適用され、SRMは2016年1月1日以降に完全稼動する。

フランスのBRRDを実施する規定に基づく破綻処理手法の適用またはCACIBに関するかかる適用の提案は、本社債の所持人の権限、本社債への投資に係る価格もしくは価値および／またはCACIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

＜本社債以外の社債に関する情報＞

第１ 【募集要項】

該当事項なし

第２ 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

１【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

２【売出しの条件】

未定

第二部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(平成29年12月期) 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
平成30年5月2日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

３【臨時報告書】

該当事項なし

４【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

６【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

７【訂正報告書】

該当事項なし

第２　【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（平成30年5月16日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。
また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日（平成30年5月16日）現在、当該事項に係るCACIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第３　【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部　【保証会社等の情報】

<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動社債に関する情報>

第１　【保証会社情報】

該当事項なし

第２　【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第３　【指数等の情報】

１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、2018年9月5日以降の利息計算期間に適用される利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価およびユーロ・ストックス50の水準により決定されるため、日経平均株価およびユーロ・ストックス50についての開示を必要とする。

２【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年別最高・最低値	年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月の月別最高・最低値	月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月
	最高	22,937.60	22,939.18	24,124.15	23,486.11	21,968.10	22,467.87
	最低	22,028.32	22,177.04	23,098.29	21,154.17	20,617.86	21,292.29

出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィルのウェブサイト）

ユーロ・ストックス50の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年別最高・最低値	年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	3,111.37	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	
	最低	2,511.83	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	
最近6ヶ月の月別最高・最低値	月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月
	最高	3,697.40	3,609.42	3,672.29	3,577.35	3,437.40	3,536.52
	最低	3,545.72	3,503.96	3,490.19	3,325.99	3,278.72	3,340.35

出所：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびユーロ・ストックス50の過去の推移は日経平均株価およびユーロ・ストックス50の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびユーロ・ストックス50が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびユーロ・ストックス50ならびに本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

＜本社債以外の社債に関する情報＞

該当事項なし

2016年8月31日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名	クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「当社」という。）
代表者の役職氏名	ベンジャミン・ランベール マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット・ディビジョン

1　当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。

2　当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成28年8月31日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額が100億円以上である。

（参考）

（平成26年6月27日（受渡日）の売出し）

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2020年2月3日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルレアル／日本円連動社債

券面総額または振替社債の総額　219億3,900万円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

１．事業内容の概要

クレディ・アグリコル・CIB（以下「当社」という。）は、ファイナンス事業、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業ならびにウェルス・マネジメント事業の3つの事業部門を中心に組織されている。

ファイナンス事業では、ストラクチャード・ファイナンスおよび商業銀行事業を統合している。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行の事業には、キャピタル・マーケット事業に加えて投資銀行事業が含まれる。

ウェルス・マネジメント事業は、2016年1月よりインドスエズ・ウェルス・マネジメントの世界的な商標に基づき、各々の希望に最も沿う方法で各個人顧客が資産を運用、保護、移転することを可能にする、顧客に応じたアプローチを提供している。

２．主要な経営指標等の推移

(1) 当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

区分	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
年度末資本金（ユーロ）	7,851,636,342	7,851,636,342	7,327,121,031	7,254,575,271	7,254,575,271
発行済株式総数	290,801,346	290,801,346	271,374,853	268,687,973	268,687,973
実現取引合計の業績（百万ユーロ）					
総収益（税金を除く。）	9,470	7,306	7,808	8,178	6,581
税金、減価償却費および引当金控除前利益	3,017	1,223	770	48	272
法人所得税	(514)	279	(45)	(77)	(34)
税金、減価償却費および引当金控除後利益	2,613	682	434	1,318	522
配当支払額	1,236	983	899	999	999
1株当たり利益（ユーロ）					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	(注5) 8.61	(注4) 5.34	(注3) 2.70	(注2) 0.46	(注1) 1.14
税金、減価償却費および引当金控除後利益	(注5) 8.98	(注4) 2.42	(注3) 1.62	(注2) 4.90	(注1) 1.94
1株当たり配当金	4.25	3.38	3.34	3.72	3.72
人件費					
従業員数	(注6) 6,768	(注6) 6,473	(注6) 6,222	(注6) 6,241	(注6) 6,230
事業年度内に支払われた賃金および給与（百万ユーロ）	1,014	1,000	961	942	880
従業員給付金および社会保障（百万ユーロ）	323	304	283	276	271
給与支払税（百万ユーロ）	39	35	39	39	31

(注1) 2013事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（268,687,973）に基づいて計算された。

(注2) 2014事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（268,687,973）に基づいて計算された。

（注3） 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均（268,791,031）に基づいて計算された。

（注4） 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均（281,517,355）に基づいて計算された。

（注5） 2017事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

（注6） 平均従業員数である。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2017年 12月31日		2016年 12月31日		2015年 12月31日		2014年 12月31日 （注4）		2013年 12月31日 修正再表示後 （注6）	
（単位：百万ユーロ）	当社	基礎的 CIB （注1）	当社	基礎的 CIB （注1）	当社	CIB修正 再表示後 （注3）	当社	CIB修正 再表示後 （注5）	当社	継続 事業 （注5）
銀行業務純収益	4,999	4,587	4,936	4,427	5,205	4,106	4,352	3,918	3,755	3,688
営業総利益	1,814	2,027	1,856	1,902	2,138	1,624	1,574	1,682	975	1,629
当期純利益 － 当社グループの持分（注2）	1,156	1,286	1,182	1,226 （注7）	958	1,017	1,050	1,166	565	1,012

（注1） 2017年度および2016年度におけるローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに税、2017年度における持分法（EM）の純利益の一部としてのBSFの売却に係る利得、ならびに2017年度における例外的税による修正再表示後。

（注2） 2017年度および2016年度におけるリスク費用の法的引当金を含む。

（注3） ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに2015年度におけるOFACの訴訟引当金による修正再表示後。

（注4） 2014年度に公表された財務書類と比較し、IFRIC第21号の実施による修正再表示後。

（注5） ローン・ヘッジ、DVAの経常的な影響、CVAおよびDVAの初日の影響（2013年度）、FVAの初日の影響（2014年度）ならびにNBIにおけるCVA、DVAおよびFVAの方法の変更（2014年度）による修正再表示後。

（注6） 2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。

（注7） ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響（それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ）による修正再表示後。2016年度有価証券報告書では、ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響（それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ）ならびに法的引当金（マイナス100百万ユーロ）による修正再表示後。

（単位：十億ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日 （注1）	2013年12月31日 修正再表示後 （注2）
資産合計	488.6	524.3	549.3	644.1	589.4
顧客貸出金総額	138.1	139.0	133.6	123.3	113.1
運用資産額（ウェルス・マネジメント事業）	118.3	110.0	109.6	101.6	93.3

（注1） IFRIC第21号の実施に関する会計方針の変更による影響を考慮している。

（注2） 2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。

FTE（常勤従業員数）	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日 修正再表示後 （注2）
フランス	4,499	4,298	4,135	4,090	4,133
海外	6,202	5,869	5,767	5,630	5,716

合計（注1）	10,701	10,167	9,902	9,720	9,849

（注1）　ウェルス・マネジメント事業に、2017年度は3,014人、2016年度は2,772人、2015年度は2,757人、2014年度は2,607人および2013年度は2,773人が従事している。

（注2）　2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。

（単位：十億ユーロまたは%）	2017年12月31日（注1）	2016年12月31日（注1）	2015年12月31日（注1）	2014年12月31日（注1）	2013年12月31日（注2）
株主持分（純収益を含む。）	19.0	19.6	17.5	16.1	15.4
ティアⅠ資本	18.2	19.2	17.2	16.0	16.4
バーゼルⅢリスク加重資産	112.0	123.2	124.3	118.6	110.5
CET1比率	12.0%	11.7%	10.4%	10.6%	-
ティアⅠ・ソルベンシー比率	16.2%	15.6%	13.8%	13.5%	14.9%
ソルベンシー比率合計	19.0%	18.1%	15.2%	13.8%	15.1%

（注1）　バーゼルⅢの数値である。

（注2）　バーゼルⅡの数値である。

以　上

日経平均株価に関する情報

■ 概　略

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、インデックススポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

インデックススポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、かかる計算方法を、本社債に関連する支払額に影響を与え得る態様で修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行者の株式の時価総額ではなく 1 株当たりの株価に基づいている。)、その計算方法は、(ｉ)各構成銘柄の 1 株当たりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、(ⅱ)その積を合計し、(ⅲ)その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2018 年 5 月 14 日現在 26.950 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円をインデックススポンサーの設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。株式の額面制度は 2001 年 10 月 1 日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、（以下に記載するその後発生する調整に服するが)2001 年 10 月 1 日の日本株式銘柄の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替えまたは株式分割などの一定の変更が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう調整される。

構成銘柄は、インデックススポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、インデックススポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

（ⅰ）倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による上場廃止または整理銘柄入り

（ⅱ）被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止

（ⅲ）債務超過などその他の理由による上場廃止または整理銘柄入り

（ⅳ）東京証券取引所市場第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いか、または上場廃止申請の手続が行われていることを理由として監理銘柄入りした銘柄については、原則除外候補となる。ただし、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上、決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、インデックススポンサーは、一定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの限定期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この期間にあっては、銘柄を追加、除外または入替えする都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

■ 日経平均株価の推移

下記の表は、1979 年から 2017 年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではない。日経平均株価が下落し、2018 年 12 月 5 日以降の利払日および満期償還日に支払われる利息および満期償還額が減少することがある。

日経平均株価の年末の終値

（単位：円）

1979年	6,569.47	1992年	16,924.95	2005年	16,111.43
1980年	7,116.38	1993年	17,417.24	2006年	17,225.83
1981年	7,681.84	1994年	19,723.06	2007年	15,307.78
1982年	8,016.67	1995年	19,868.15	2008年	8,859.56
1983年	9,893.82	1996年	19,361.35	2009年	10,546.44
1984年	11,542.60	1997年	15,258.74	2010年	10,228.92
1985年	13,113.32	1998年	13,842.17	2011年	8,455.35
1986年	18,701.30	1999年	18,934.34	2012年	10,395.18
1987年	21,564.00	2000年	13,785.69	2013年	16,291.31
1988年	30,159.00	2001年	10,542.62	2014年	17,450.77
1989年	38,915.87	2002年	8,578.95	2015年	19,033.71
1990年	23,848.71	2003年	10,676.64	2016年	19,114.37
1991年	22,983.77	2004年	11,488.76	2017年	22,764.94

下記の表は、2013 年 1 月から 2018 年 4 月までの各月末の日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価または本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経平均株価の月末の終値

（単位：円）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1月	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29
2月	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24
3月	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30
4月	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	22,467.87
5月	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	−
6月	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	−
7月	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	−
8月	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	−
9月	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	−
10月	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	−
11月	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	−
12月	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	−

2018年5月15日現在、日経平均株価の終値は、22,818.02円であった。

出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィルのウェブサイト）

■　東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の 1 つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前 9 時から午前 11 時 30 分までおよび東京時間の午後 0 時 30 分から午後 3 時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つた

め、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限を受け、一定の状況において本社債の時価に悪影響を及ぼすことがある。

ユーロ・ストックス50に関する情報

■　概　略

本書に記載されるユーロ・ストックス50指数に関するすべての情報は公的に入手可能な情報源に依拠している。かかる情報は、当該情報源に記載の通り、本書日付現在のストックス社の方針を反映しているものであり、かかる方針はストックス社の決定によって変更される。かかる情報の正確性および完全性においていかなる表明または保証もなされていない。

ユーロ・ストックス50Ⓡインデックスは、ユーロ・ストックス指数に基づき、ユーロ圏のスーパーセクターの浮動株時価総額上位優良銘柄で構成されている指数である。当該指数は、ユーロ圏の11カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガルおよびスペイン）の50の銘柄から構成されている。ユーロ・ストックス50Ⓡインデックスは、上場投資信託、先物取引、オプション取引および仕組み商品のような全世界の幅広い投資商品の原資産として、その使用の許諾が金融機関に対して与えられている。

ユーロ・ストックス50Ⓡインデックスには3つのタイプ（価格、総売上および純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンドおよび日本円）で表示される。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

■　構成銘柄の選定および管理

ユーロ・ストックスの地域毎の優良部門指数のそれぞれのために、株式銘柄は、浮動株時価総額によりランク付けされる。最も大型である銘柄から順に対応するユーロ・ストックスTMIスーパーセクター・インデックスの浮動株時価の60パーセント近くがカバーされるようになるまで選定リストに加えられる。次順の銘柄を加えることにより60パーセントに近づく限り、当該銘柄も選定リストに加えられる。その後、すべての現在のユーロ・ストックス50Ⓡインデックスの銘柄が選定リストに加えられる。その後、選定リスト上のすべての銘柄は、最終指数選定リストを作成するために、浮動株時価総額でランク付けされる。選定リスト上の最も大型である40銘柄は選定される。残りの10銘柄は、41位から60位の残りの現在の銘柄中から選抜される。もし銘柄数がまだ50未満である場合、残りの銘柄のうち最も大型である銘柄から、50に達するまで選定される。

親指数であるユーロ・ストックス・インデックスの最低流動性基準が適用される。

ユーロ・ストックス50Ⓡインデックスの構成銘柄は、毎年9月に再検討されている。再検討の基準日は8月の最終取引日である。

浮動株時価総額比率ファクター：　構成銘柄は三ヶ月毎に上限浮動株時価総額比率10パーセントで制限されている。

入替え：　固定された銘柄数を保つために、削除された銘柄はすぐに、毎月更新される最新の選定リストに基づき入れ替えられる。

速やかな削除：　構成銘柄はその適格性を確保するために、毎月継続して各月の選定リストの順位に基づいてあらゆる変更につきチェックされている。それにより生じた変更については、当該再検討の5取引日後の終了時に実施され、その直後の取引日に効力が発生する。

速やかな組入れ：　直近の選定リストのすべての銘柄および新規株式公開されている銘柄は、三ヶ月

毎にファスト・トラック追加のために再検討されている。銘柄が追加される場合は、ユーロ・ストックス 50Ⓡインデックス内の最小株式が代替される。

ユーロ・ストックス 50Ⓡインデックスを構成する現行の銘柄リストはストックス社のウェブサイト（現在は www.stoxx.com）にて公表されている。ストックス社のウェブサイトに含まれている情報は本書に参照されておらず、また本書の一部を構成するものではない。

ユーロ・ストックス 50Ⓡインデックスの計算に使用される各株式銘柄の浮動株要因は、三ヶ月毎に再検討され、三ヶ月毎の再検討日に実施されている。

■ ユーロ・ストックス 50Ⓡインデックスの計算方法

ユーロ・ストックス 50Ⓡインデックスは「ラスパイレス算式」を使用して計算されており、構成銘柄の価格変動の固定基準重量に対する比率を計算するものである。指標は独自の除数を有しており、当該除数は企業活動に由来する変化を受けてもユーロ･ストックス 50Ⓡインデックスの価値を保つように調整されている。

■ ユーロ・ストックス 50 の過去の推移

下記の表は、1998 年から 2017 年までの各年の最終取引日におけるユーロ・ストックス 50 の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でユーロ・ストックス 50 がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このユーロ・ストックス 50 の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。ユーロ・ストックス 50 が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

ユーロ・ストックス50の年末の終値

（単位：ポイント）

1998年	3,342.32	2008年	2,447.62
1999年	4,904.46	2009年	2,964.96
2000年	4,772.39	2010年	2,792.82
2001年	3,806.13	2011年	2,316.55
2002年	2,386.41	2012年	2,635.93
2003年	2,760.66	2013年	3,109.00
2004年	2,951.01	2014年	3,146.43
2005年	3,578.93	2015年	3,267.52
2006年	4,119.94	2016年	3,290.52
2007年	4,399.72	2017年	3,503.96

（注）ユーロ・ストックス 50 は 1998 年に設定された。

下記の表は、2013 年 1 月から 2018 年 4 月までの各月の最終取引日におけるユーロ・ストックス 50 の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でユーロ・ストックス 50 がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この過去の推移はユーロ・ストックス 50 の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてユーロ・ストックス 50 が下記のように変動したことによって、ユーロ・ストックス 50 および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

ユーロ・ストックス50の月末の終値

（単位：ポイント）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1月	2,702.98	3,013.96	3,351.44	3,045.09	3,230.68	3,609.29
2月	2,633.55	3,149.23	3,599.00	2,945.75	3,319.61	3,438.96
3月	2,624.02	3,161.60	3,697.38	3,004.93	3,500.93	3,361.50
4月	2,712.00	3,198.39	3,615.59	3,028.21	3,559.59	3,536.52
5月	2,769.64	3,244.60	3,570.78	3,063.48	3,554.59	−
6月	2,602.59	3,228.24	3,424.30	2,864.74	3,441.88	−
7月	2,768.15	3,115.51	3,600.69	2,990.76	3,449.36	−
8月	2,721.37	3,172.63	3,269.63	3,023.13	3,421.47	−
9月	2,893.15	3,225.93	3,100.67	3,002.24	3,594.85	−
10月	3,067.95	3,113.32	3,418.23	3,055.25	3,673.95	−
11月	3,086.64	3,250.93	3,506.45	3,051.61	3,569.93	−
12月	3,109.00	3,146.43	3,267.52	3,290.52	3,503.96	−

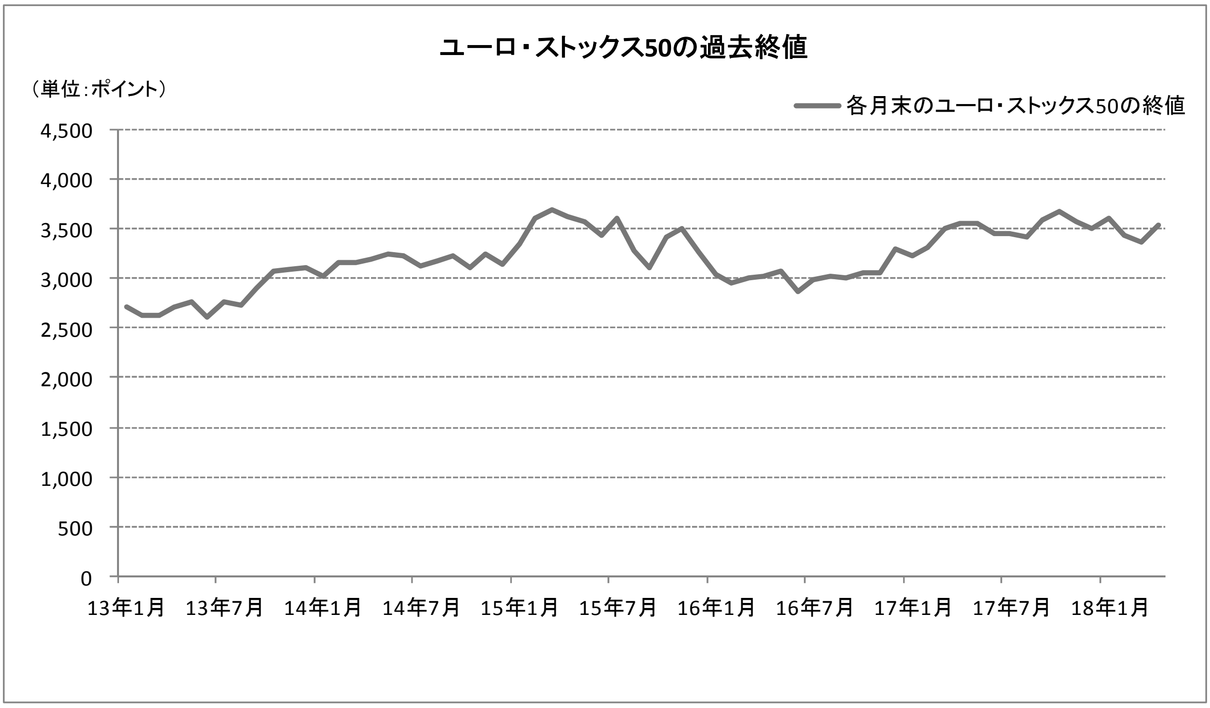

2018 年 5 月 14 日現在、ユーロ・ストックス 50 の終値は、3,565.74 ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー